

## 委託契約書(案)

- 1 契約業務名 福井県立大学小浜キャンパス 植栽管理業務委託
- 2 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)
- 3 契約期間 平成29年4月1日から平成29年10月31日まで
- 4 履行場所 小浜市学園町1-1 福井県立大学小浜キャンパス
- 5 契約保証金 金 円
  - ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
  - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
  - ※ 福井県立大学契約事務取扱細則第38条但し書きの規定に該当する場合、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人 福井県立大学  
理事長 林 雅 則

乙

## 契 約 条 項

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

### (委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

### (調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は委託業務が実施要領等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

### (委託料の支払)

第7条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して次項のとおり委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、受理した日の属する月の翌月の25日（その日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に委託料を支払うものとする。

- 2 前項に記載する支払額は植栽管理業務工程計画に基づき次のとおりとする。ただし、天候等の理由により植栽管理業務工程計画と異なる施行となった場合は、甲乙協議の上、支払額を決定するものとする。

第1四半期 (契約金額の30%相当額) (お取引にかかる消費税は別添仕様書参照) 金 円)

第2四半期 (契約金額の50%相当額) (うち印刷費は消費税別) 金 円)

第3四半期 (契約金額の20%相当額) (うち印刷費は消費税別) 金 円)

- 3 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

#### (履行遅延)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、未納または未済部分に相当する金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

#### (契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

#### (違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

#### (損害賠償請求権)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

#### (著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(情報セキュリティの確保)

第14条 乙は、委託業務の実施において、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第15条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

# 一 般 共 通 仕 様 書

## 1 節 一 般 事 項

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 1 共通仕様書の<br>適用範囲  | 特記以外は、この共通仕様書による。  |
| 1. 2 設計図書            | 設計図書とは、図面および仕様書をいう。  |
| 1. 3 監督員             | 監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。   |
| 1. 4 疑義に対する<br>協議    | 設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と協議する。  |
| 1. 5 協議の結果の<br>処置    | a 必要に応じて契約の変更が行われる。<br>b 契約の変更に至らぬ事項は3. 3項による。   |
| 1. 6 官公署その他<br>への手続き | a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受託者の費用および責任において、速やかに行う。<br>b 甲の責務による官公署その他への手続きを要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。 |
| 1. 7 別契約の<br>関係業務    | 別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協力し、円滑に業務を遂行する。  |

## 2 節 業 務 管 理

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 2. 1 作業責任者 | 作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作 |
|------------|--------------------------------|

業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。

2. 2 安全衛生管理
- a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に従って、これを行う。  
別に責任者が定められた場合は、これに協力する。
- b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
2. 3 災害および公害防止
- a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
  - (2) 公害の防止に努める。
  - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。
2. 4 臨機の処置
- 災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を監督員に報告する。
2. 5 養生
- 在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生する。
2. 6 あと片付け
- 管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を行う。
2. 7 作業員の資格
- 管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。
2. 8 使用材料
- 管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。
2. 9 破損個所の措置
- 管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持できる程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。

2. 10 光熱・水道等の利用 | 光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画書（後述）により、監督員の承認を得て無償で使用できる。

### 3 節 実施計画書、記録、その他

3. 1 作業実施計画書 | 管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。
- (1) 作業全体の工程表および実施工程表
  - (2) 作業現場の明示および作業時間等
  - (3) 作業員および資格等
  - (4) 使用機器および材料
  - (5) 測定方法および記録例等
3. 2 作業の打合せ | 作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について十分打合せをし、執務に支障のないようにする。
3. 3 作業実施の記録、報告等
- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得る。
  - b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

## I 概要

1	名称	植栽管理業務		
2	場所	小浜市学園町1-1 福井県立大学小浜キャンパス		
3	種目	樹木 低木	10, 274本	
		芝生面積	14, 584.4m <sup>2</sup>	
		地被類面積	1, 121.8m <sup>2</sup>	

## II 植栽維持管理業務仕様

### 1 共通仕様

特記事項に記載されていない事項は、全て一般共通仕様書による。

### 2 作業内容

この仕様は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、植栽管理上又は美観上特に必要な業務で軽微な業務については、甲乙協議のうえ受託金額の範囲内で、作業内容を変更できるものとする。

#### (1) 作業場所及び内容

別紙「小浜キャンパス植栽管理図面」、「植栽等管理数量一覧表」、「植栽管理業務工程計画表」による。

#### (2) 作業責任者

作業員の総括責任者を一名置き、責任者は監督職員との連絡調整を図ると共に作業員の監督に当たる。

#### (3) 作業員の服装等

作業員は業務に応じた機能的かつ統一した清潔な服装、帽子、ヘルメット等を着用し名札を付けるものとする。費用は乙の負担とする。

#### (4) 使用機械器具、諸材料等

全て乙の判断によりその負担で準備するものとするが、人体に無害で、周辺に悪影響をおよぼさないものを用いること。

#### (5) 水の使用

散水等で使用する水は、植栽用の水栓その他の水栓を使用するものとするが、事前に監督職員に連絡を行うこと。

#### (6) 作業中の危険防止



高所、通路上における作業の場合は、作業の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

(7) 作業実施計画書

作業を行うにあたっては、作業実施計画書を作成し、前月末日までに提出するものとする。

(8) 作業実施記録

作業後は、作業実施記録書を作成し提出して、作業の報告をするものとする。必要と認められるときは写真を撮影し添付する。

### 3 作業の方法

イ. 施肥

肥料が直接根に触れることのないように施すこと  
芝生 1 m<sup>2</sup>につき 30 g 以上とする

ロ. 殺虫剤散布

散布にあたっては、人畜等に注意し、散布後、注意札を設置すること

ハ. 芝生等除草剤散布

散布は、雨天後や降雨のおそれがある時は避け、散布後、少なくとも 24 時間は、降雨の心配がないときに行うこと  
芝生 1 m<sup>2</sup>につき 0.5 g 以上とする



福井県立大学(小浜キャンパス)植栽管理数量一覧表

名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	ひろば道周 辺部	交流セン ター南部	フォーラム 緑地部	海洋生物資 源学部棟 北西部	海洋生物資 源学部棟 東部	交流セン ター東部	ロータリー 周辺部	手前側駐車 場	奥側駐車場	海洋環鏡工 学実験棟周 辺部	グラウンド周 辺
■ 低木											
ミツバツツジ		58本									
オオムラサキツツジ							657本		63本	464本	356本
ヒトドツツジ	975本	1067本	255本								
キリシマツツジ							132本				
シャリンバイ								195本	140本	43本	
サツキツツジ		693本			499本	1766本	659本	70本	1050本		59本
シモツケ		198本									
ユキヤナギ	200本										
レンギョウ		365本									
セイヨウイロハナシ										310本	
低木本数合計	1175本	2381本	255本	0本	499本	1766本	1448本	265本	1253本	817本	415本
											10274本

■ 地衣類												
高麗芝	41.9㎡	2937.0㎡	3173.7㎡	3937.2㎡	278.0㎡		285.2㎡		180.0㎡		1580.0㎡	12413.0㎡
高麗芝(肥料・除草剤・病虫害防除なし)	1191.8㎡							691.8㎡	287.8㎡			2171.4㎡
クマガヤ		234.0㎡										
リュウノヒゲ							23.5㎡					
フツキノウ						111.8㎡						
タイカズラ	26.0㎡					480.5㎡						
ヘデラ・グレイシャー				23.0㎡				100.0㎡				
ナツシダ				23.0㎡				100.0㎡				
地衣類・芝面積合計	1259.7㎡	3171.0㎡	3173.7㎡	3983.2㎡	278.0㎡	592.3㎡	308.7㎡	891.8㎡	467.8㎡	0.0㎡	1580.0㎡	15706.2㎡
												1121.8㎡
												14584.4㎡

高麗芝以外面積  
高麗芝  
14584.4㎡





第1号内訳書

樹木管理

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
剪定作業	低木のみ 年1回	10274	本			
病虫害防除	低木のみ 年1回	10274	本			
小計						

【 委託業務設計書 // 福井県立大学 】

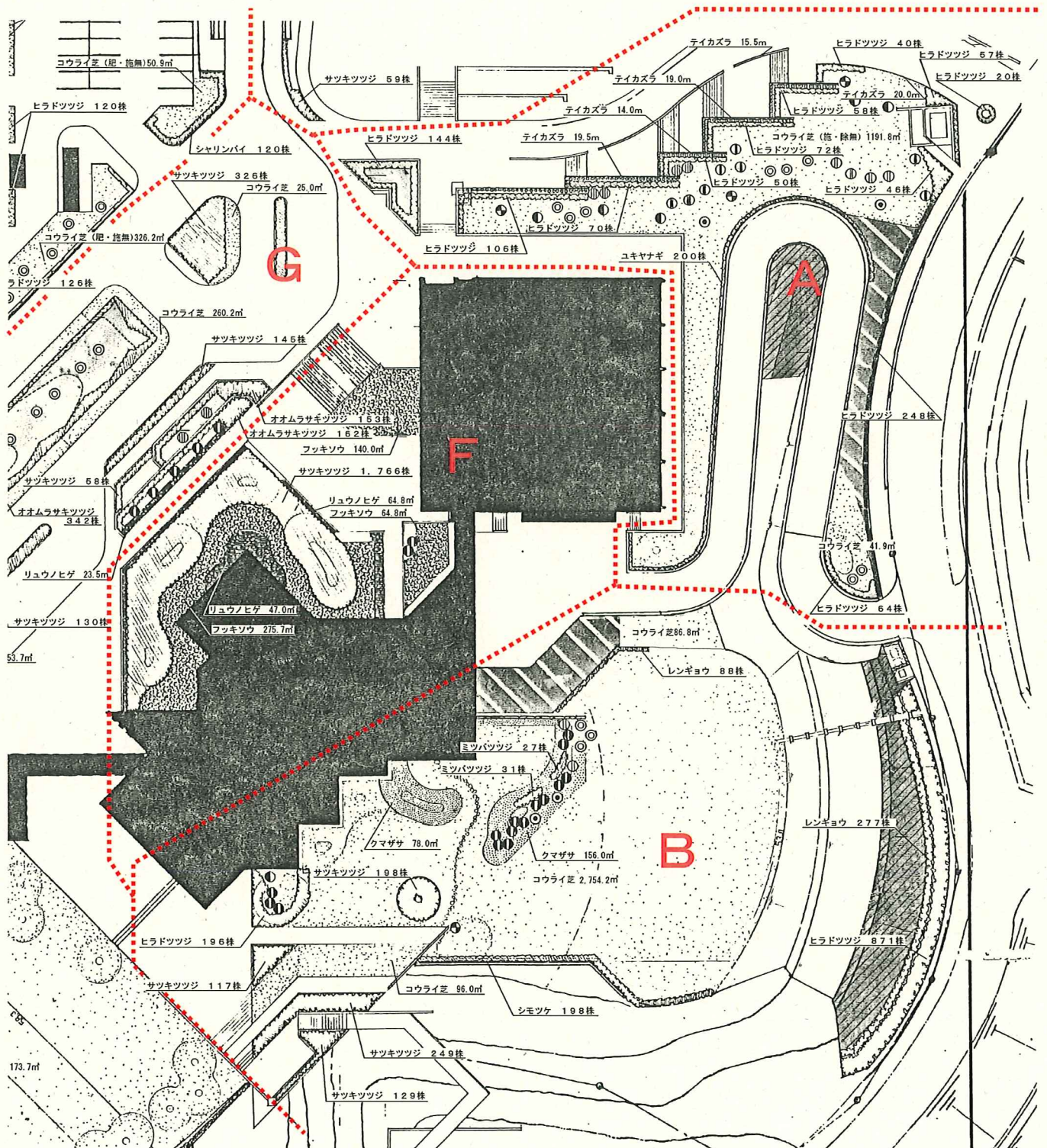
第2号内訳書

芝生管理

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
病虫害防除作業	年1回	12413.0	m <sup>2</sup>			
施肥作業	年1回	12413.0	m <sup>2</sup>			
除草剤散布	年1回	12413.0	m <sup>2</sup>			
芝刈り	年3回	14584.4	m <sup>2</sup>			
小計						



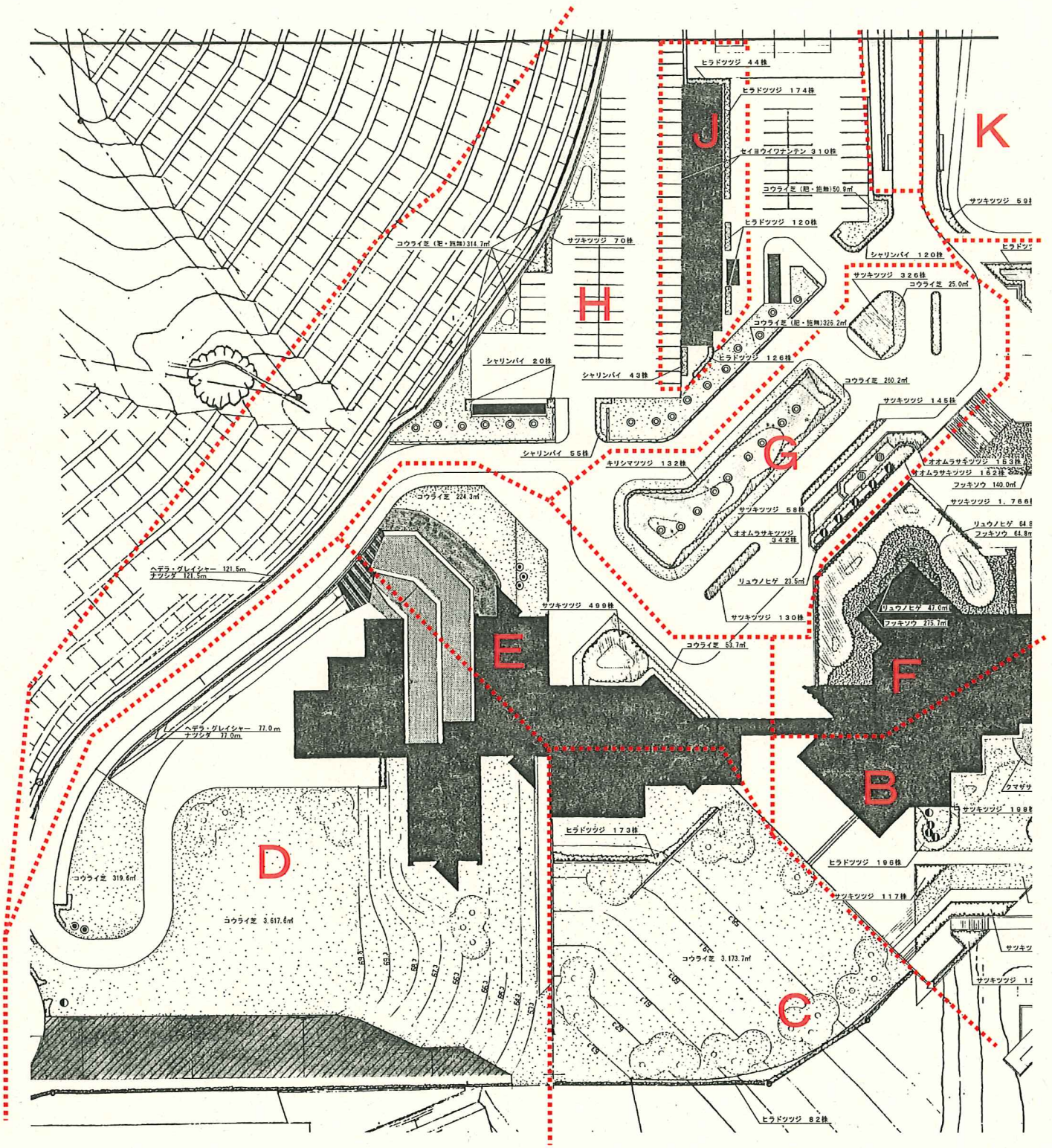
# 小浜キャンパス植栽管理図面 (1 / 3)



注釈：「コウライ芝（施・除無）」とあるのは、芝刈りのみ実施し、病害虫防除、施肥、除草剤散布は行わない。



# 小浜キャンパス植栽管理図面 (2 / 3)



注釈：「コウライ芝 (施・除無)」とあるのは、芝刈りのみ実施し、病虫害防除、施肥、除草剤散布は行わない。

